

新潟県条例第48号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例（昭和48年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前								
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）								
試験、検査等の種類			手数料の額		試験、検査等の種類			手数料の額					
			単 位	金 額				単 位	金 額				
(略)					(略)								
3	(1)	(略)			1 試料	当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額	3	(1)	(略)				
		強度試験	ウ 硬さ試験	(略)					(略)	強度試験	ウ 硬さ試験	(略)	(略)
			(ア) (略)	(略)					(略)		(イ) (略)	(略)	(略)
			(イ) (略)	(略)					(略)		(イ) (略)	(略)	(略)
			(略)	(略)					(略)		(略)	(略)	(略)
エ 超微小硬さ試験	1 試料	当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額	エ 疲労試験	(略)									
(略)			(略)		(略)			(略)					
備考 (略)					備考 (略)								

附 則

この条例は、平成26年1月4日から施行する。